（附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間の読替え）

第三条　施行日から附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間におけるこの法律（同条ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の土地改良法第百十一条の二十二第五項並びに第百四十三条第十五号及び第十六号の規定の適用については、同項中「会社法」とあるのは「会社法（平成十七年法律第八十六号）」とし、同条第十五号中「公告（第七十六条の三第二項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定による公告を除く。）」とあるのは「公告」とし、同条第十六号中「登記（第七十六条の七第一項の規定による登記を除く。）」とあるのは「登記」とする。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

総務大臣　金子　恭之
農林水産大臣　金子原二郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十号

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（総務省設置法の一部改正）

2　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和四年三月三十一日の項を削り、同表令和七年三月三十一日の項の次に次のように加える。

令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（農林水産省設置法の一部改正）

3　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表令和四年三月三十一日の項を削り、同表令和七年三月三十一日の項の次に次のように加える。

令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省設置法の一部改正）

4　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表令和四年三月三十一日の項を削り、同表令和七年三月三十一日の項の次に次のように加える。

令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第五条の表令和四年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法

附則第九条第一項の表令和四年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

総務大臣　金子　恭之
農林水産大臣　金子原二郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

保険業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十一号

保険業法の一部を改正する法律

保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の二の十四第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後五年を目途として、生命保険契約者保護機構の財務の状況、保険会社の経営の健全性の状況、保険業を取り巻く経済社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の保険業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一